

年末年始のごみ収集および直接搬入受付について

吾妻東部衛生センターにおける年末年始のごみ収集および直接搬入受付については、次のようになりますのでご注意ください。「家庭ごみの分け方、出し方」にも記載されておりますので、併せてご確認ください。

●ごみ収集

月/日	収集日程
～12/30(火)まで	通常収集
12/31(水)～1/4(日)	休み
1/5(月)～	通常収集

*12月31日～1月4日の間は、該当する地区の収集を休ませていただきます。



●直接搬入

月/日	受付時間
～12/26(金)まで	9:00～16:30 (通常受付)
12/27(土)、12/28(日)	休み
12/29(月)	9:00～15:00
12/30(火)	9:00～12:00
12/31(水)～1/3(土)	休み
1/4(日)	休日受入 9:00～12:00 (一般家庭のみ)
1/5(月)～通常受付	9:00～16:30 (通常受付)

*1月の休日受入は、1月4日(第1日曜日)および1月18日(第3日曜日)となります。

*12月31日(水)から1月4日(日)までは、ごみ収集が休みとなるため、下表に記した収集がありません。(空き缶を除き、振替収集はいたしません。)
(土、日の収集はありませんので記載は省略させていただきます。)

収集地区	12/31(水)	1/1(木)	1/2(金)
熊野/戸室/火の口/北之谷/関田/役原/判形		可燃、空き缶 ^{*1} 、プラ容器	
原/本宿/新田/五領/梅沢/茶屋ヶ松		可燃、プラ容器	空き缶 ^{*2}

*1 熊野/戸室/火の口/北之谷/関田/役原/判形地区の1/1(木)の空き缶は、1/15(木)に振替え、燃えないごみと同日に収集

*2 原/本宿/新田/五領/梅沢/茶屋ヶ松地区の1/2(金)の空き缶は、1/16(金)に振替え、燃えないごみと同日に収集

それぞれ分別して、「燃えないごみ」と「空き缶」は別々の指定袋に入れて出してください。

《お問い合わせ先》 吾妻東部衛生センター ☎0279-75-2099

令和7年度高山村地域振興券の使用期限が迫っています

振興券が未使用の方へ

振興券の使用期限が、**令和7年12月31日(水)まで**となっています。使用期限が過ぎた振興券は無効になりますので、お持ちの方はお忘れのないようご使用ください。



取扱店事業者の方へ

換金手続きの期限は、**令和8年1月16日(金)まで**となります。期限内の手続きをお願いいたします。

※ご不明な点等ございましたら、役場地域振興課までお問い合わせください。

《お問い合わせ先》

高山村役場 地域振興課
☎0279-26-7944(直通)

オンラインで医療費控除が より簡単に！

令和3年分所得税の確定申告から、医療費控除の手続で、マイナポータルを通じて医療費通知情報の自動入力が可能となりましたので、マイナ保険証を是非ご利用ください。

国民健康保険の医療費通知の 送付時期が変わりました

国民健康保険では、令和6年度までは医療費の通知を年6回偶数月に送付していましたが、郵便単価値上げに伴う経費削減のため、令和7年度から送付時期を年4回(5月、8月、12月、2月)に変更しました。

《お問い合わせ先》 高山村役場 住民課 ☎0279-63-2111(内線61)

道路の除雪にご協力ください！

冬期の安全な道路交通を確保するため、群馬県と高山村が管理している国道・県道および主要な村道等については、道路に概ね10cm以上の積雪が見込まれる場合に除雪作業を実施します。

また、大雪警報が発令される場合などは、立ち往生車両の発生を防ぐため早めの通行規制を実施するとともに、交通量の多い幹線道路については、県・村が連携して優先的に除雪を実施します。

村民皆さまには、冬期道路に対する備えと除雪作業の実施にご理解とご協力をお願いします。

- ①早朝の除雪作業にご協力ください。
- ②道路にせり出している竹や木の枝は事前に伐採してください。
※木の枝などが原因で事故が発生した際、持ち主(地主)の責任を問われる場合があります。
- ③庭や屋根に積もった雪は道路に出さないようにしてください。
- ④玄関先や隣接する歩道(通学路)などの除雪作業にご協力ください。
- ⑤大雪時の外出は、緊急時や重要でない場合は控えてください。
- ⑥路上駐車をしないでください。
※除雪作業の効率が下がります。また、緊急車両等の通行の妨げになってしまいます。
- ⑦スリップ事故・立ち往生などを起こさないために、冬用タイヤの装着やチェーンを携帯し、早めの準備に心がけてください。
- ⑧凍結した道路では、無理な運転をせずに迂回できる道路を通るか、低速による安全運転に心がけてください。

🟢 深夜の除雪作業にご理解を

通勤・通学時間に間に合わせるため、深夜・早朝の除雪作業の際、騒音・振動等でご迷惑をおかけしますが、ご理解をお願いします。



🟢 間口の除雪にご協力を！

道路除雪は、除雪車が道路の左右に雪を寄せる作業のため、家の間口や車庫前の除雪は各家庭でお願いします。



《お問い合わせ先》

(国道・県道)群馬県中之条土木事務所 企画調査係 ☎0279-75-3047
(村道) 高山村役場 建設課 建設係 ☎0279-26-7950(直通)

水道管凍結の対策を忘れずに！

寒くなり水道管の凍結による宅内での漏水が急増する季節となりました。

水道メーターより宅内側は、利用者の責任で管理していただくこととなっていますので、安心して水道が使えるように水道の凍結対策をお願いします。

特に注意が必要な水道管の状態

- ・保温材が巻いて無くむき出しになっている。
- ・家の北側などにあり日当たりが悪い。
- ・風当たりが強く寒い。 等



水道の凍結を防ぐ対策

- ・むき出しになっている水道管に発泡スチロール製の保温材や布類などを巻く。特に寒いところであれば凍結防止ヒーターなどを巻く。
- ・メーターを保護するために、布類や発泡スチロールなどを袋に詰めてメーターボックスに入れる。
- ・水抜栓により水抜きをする。(長い間家を不在にする場合は必ず水抜きをしてください。) 等

水道が漏水した場合の減額認定

個人宅で漏水が、地下配管や壁内配管などで管理が難しい場所の場合は上下水道料金が減額されることがあります。

減額認定を受けるには、写真の提出や村指定給水工事業者への修理を依頼するなどの条件がありますので、詳しくは高山村公式ホームページをご覧ください。か、高山村役場建設課上下水道係までご相談ください。

《お問い合わせ先》 高山村役場 建設課 上下水道係 ☎0279-26-7950(直通)

令和7年度歳末たすけあい運動のご協力について

“つながり ささえあう みんなの地域づくり”をスローガンに、今年も12月1日～12月31日までの1カ月間募金運動が実施されます。

「歳末たすけあい運動」は、共同募金運動の一環として、地域住民や、民生委員・児童委員、社会福祉施設等の関係機関・団体の協力のもと行われます。

新年を迎える時期に、地域で安心して暮らすことができるよう、さまざまな福祉活動に活用されています。

本村におきましては、支援を必要とされる方々に慰問金としてお届けしています。

つきましては、経済状況が大変厳しい昨今ではありますが、本運動の趣旨をご理解のうえ、募金にご協力いただけますようよろしくお願い申し上げます。

高山村共同募金委員会

福祉医療費制度について

福祉医療費制度は、子ども・重度心身障害者・高齢重度心身障害者・ひとり親家庭等の健康管理の向上と福祉の増進を図る目的で、これらの方が医療保険等で医療を受けた場合に支払う自己負担分を高山村と群馬県で負担する制度です。

●対象者

高山村に住所があり、医療保険に加入している方で、次のいずれかに該当する方です。

種 類	資 格 要 件
子ども	18歳到達年度末までの子ども
重度心身障害者(児)	身体障害者手帳1・2級(内部障害を含む)
高齢重度心身障害者 (後期高齢者医療保険加入者) ※1	療育手帳「A」判定 障害基礎年金1級(精神障害を含む) 特別児童扶養手当1級 ※重度心身障害者(児)のみ
ひとり親家庭等 ※2	①母(父)子家庭の18歳到達後の年度末までの児童とその母(父) ②父母のいない18歳到達後の年度末までの児童

※1 受給資格対象者本人および配偶者・扶養義務者が所得制限基準額を超える場合は該当にならないため、毎年更新手続きが必要です。

※2 所得額によって福祉医療受給資格者証(ピンクのカード)の番号が変わるため、毎年更新手続きが必要です。

- ・氏名、住所、加入している医療保険の内容に変更があった時または受給資格に変更が生じた時は、速やかに役場住民課へ届出をしてください。
- ・福祉医療費制度は他法他制度を優先としています。公費医療や日本スポーツ振興センター災害共済給付など他法他制度も利用できる方は、その申請を行い、受診の際は福祉医療費制度との併用にご理解とご協力をよろしくお願いいたします。
- ・重度心身障害者・高齢重度心身障害者の受給者証をお持ちの方は、平成31年4月から入院時食事療養費は受診時に「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示した場合のみ助成対象となっています。「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付申請手続きについては、ご加入の医療保険者(国保、後期、健康保険等)へお問い合わせください。
- ・子どもの医療費無償化は、社会全体で子どもの成長を支えていくための制度です。医療費無償化はみなさんの税金でまかなわれています。この制度を将来にわたり維持していくためにも、制度の仕組みや目的などをご理解のうえ、適正に受診されるようお願いいたします。

小児救急電話相談 ～電話番号：#(シャープ)8000のご案内～

群馬県は、夜間や休日におけるお子様の病気への対処方法や、応急処置などを電話で相談できる「群馬こども救急相談」を実施しています。

お子様の急な発熱、おう吐、腹痛などで医療機関を受診すべきか迷った時など、お気軽にお電話ください。(医療行為となる診断や治療を行うものではありません。)

《お問い合わせ先》 群馬県 国保医療課 ☎027-226-2677
高山村役場 住民課 ☎0279-63-2111(内線66)

「住民基本台帳の一部の写し」閲覧状況

●令和6年10月～令和7年9月分

住民基本台帳法第11条第3項および第11条第12項、住民基本台帳の一部の写しの閲覧および住民票の写しの交付に関する省令第3条の規定に基づき、次のとおり閲覧状況を公表します。

請求機関の名称	請求事由	閲覧年月日	閲覧に係る住民の範囲
一般社団法人 中央調査社 代表：管理部長 渡邊 隆太 (委託者：NHK放送文化研究所 世論調査部)	「全国メディア意識世論調査」対象者抽出のため	令和6年10月4日	高山村中山内在住の7歳以上の男女(無作為抽出 12件)

高山村農業振興事業補助金について

高山村では、農業の振興を図るための事業を行う農業者および農業者団体等に対し、事業に要する経費に対して下記のとおり補助金を交付します。

●対象者

以下のいずれにも該当する個人または農業者団体

1. 村内に住所を有すること
2. 農業者団体は、代表者、組織および運営に関する規約等が定められていること
3. 村税および使用料等の未納がないこと

●補助対象事業と必要書類

補助事業名	事業内容	補助率または補助額	必要書類
農業用機械等の購入資金補助事業	購入費が10万円以上の農業用機械等の購入に対する補助	購入費の5分の1以内(上限30万円)。ただし、認定農業者および認定新規就農者は、購入費の10分の3以内(上限50万円)	・農業振興事業補助金交付申請書 ・見積書
生産資材(パイプハウス)の購入資金補助事業	生産資材(パイプハウス)の購入に対する補助	購入費の2分の1以内(上限10万円)	・農業振興事業補助金交付申請書 ・見積書 ・事業開始前の写真
新規作物等の導入資金補助事業	新規作物および新品種の導入資金に対する補助。ただし、導入から3年間に限る。	導入費の2分の1以内	・農業振興事業補助金交付申請書 ・見積書 ・作物等の詳細がわかる資料
農産物の加工・販売等の補助事業	農産物の加工品開発および販売等に対する補助。ただし、事業開始から3年間に限る。	事業費の2分の1以内(上限50万円)	・農業振興事業補助金交付申請書 ・見積書 ・事業開始前の写真(施設設備の場合)
農業者団体の運営資金補助事業	農業者団体の活動運営資金に対する補助	前年度事業費等の2分の1以内(上限12万円)	・農業振興事業補助金交付申請書 ・前年度決算書等の写し ・団体規約等の写し
農業者団体の先進地視察等の補助事業	農業者団体の先進地視察等に係る経費に対する補助。ただし、年度内1回に限る。	先進地視察等に係る経費の2分の1以内	・農業振興事業補助金交付申請書 ・見積書 ・視察等の詳細がわかる資料 ・団体規約等の写し
認定新規就農者の経営開始資金補助事業	認定新規就農者の経営開始に対する補助。ただし、経営開始から3年間に限る。	30万円	・農業振興事業補助金交付申請書 ・青年等就農計画認定書の写し
その他村長が認めたもの	農業の振興を促進するための事業であり、村長が認めた事業に要する経費に対する補助	事業に要する経費の5分の1以内(上限30万円)。ただし、認定農業者および認定新規就農者は、経費の10分の3以内(上限50万円)	・農業振興事業補助金交付申請書 ・見積書等 ・その他村長が必要と認めた資料等

※農業振興事業補助金交付申請書は役場農林課にあります。 ※記載のもの以外にも提出書類が必要な場合があります。

●その他

- ・今回の申請(12月末締め切り)が今年度の最終受付となります。
- ・申請された事業は「高山村農業振興事業審査委員会」で審査を行い、決定されたものに限り補助金の交付対象となります。申請から決定までは1カ月程度かかります。
- ・決定通知前に着手した事業については無効となります。
- ・他の制度(県補助等)を受けている場合は対象外となります。
- ・5月、8月、11月に交付決定を受けている場合は、年度内に事業を完了し、完了から1カ月以内に実績報告書等の提出をお願いします。年度内に事業が完了しない場合または実績報告書等の提出がない場合は交付決定取消となります。
- ・その他、ご不明な点等は下記までお問い合わせください。

《お問い合わせ先》 高山村役場 農林課 ☎0279-26-7951(直通)

令和8年度高山村会計年度任用職員の募集について

- 任用期間** 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 応募期限** 令和7年12月26日必着
- 応募要件** 普通自動車運転免許証および応募職種に応じた必要資格を有すること。
- 提出書類** 申込書および履歴書(申込書は各担当課または ホームページより入手してください。)
- 選考方法** 書類審査後、個人面接を実施します。
- 勤務日および勤務時間**

月曜日から金曜日まで(祝日および年末年始(12月29日～1月3日)を除く。)の午前8時30分から午後5時15分の範囲内を基本とする。ただし、職種により勤務日、勤務時間とも異なりますので、詳細については各担当課へ確認してください。

- 各種手当** 通勤費用、時間外勤務手当、期末・勤勉手当
ただし、勤務条件によっては不支給となる場合があります。
- 休 暇** 年次有給休暇、特別休暇等
- そ の 他** 募集内容は現時点での予定を含みます。予算等の状況により変更となる場合があります。不明な点がありましたら、各担当課へお問い合わせください。

●募集内容

担当課	職種内容	担当課	職種内容	担当課	職種内容
総務課 ☎0279-26-7942	【一般事務】 (※障害者枠を含む) ・勤務内容 事務補助 ・勤務場所 高山村役場 ・基本給等 月給 216,500円～ ・募集人員 若干名 ・必要資格 ※障害者枠での応募の場合は障害者手帳	農林課 ☎0279-26-7951	【地域林政アドバイザー】 ・勤務内容 林道・作業道工事等に係る設計・積算業務 ・勤務場所 高山村役場 ・基本給等 時給 1,480円～ ・募集人員 1名 ・必要資格 林業技師(森林土木部門)	教育委員会 ☎0279-63-3046	【放課後児童支援員】 ・勤務内容 児童保育、保育所の保育補助 ・勤務場所 高山村保育所 ・基本給等 月給 230,400円～ ・募集人員 2名程度 ・必要資格 放課後児童支援員、または教諭免許
	【用務員】 ・勤務内容 庁舎内用務 他 ・勤務場所 高山村役場 ・基本給等 月給 210,000円～ ・募集人員 1名		【埋蔵文化財専門職員】 ・勤務内容 埋蔵文化財の調査等 ・勤務場所 高山村教育委員会事務局 ・基本給等 時給 1,648円 ・募集人員 2名 ・必要資格 学芸員(準ずる者を含む。)		【マイタウンティーチャー】 ・勤務内容 学習指導・学習補助 ・勤務場所 高山村教育委員会事務局・高山中学校・高山小学校 ・基本給等 時給 1,415円～ ・募集人員 5名程度 ・必要資格 教諭免許
住民課 ☎0279-26-7953	【介護認定調査事務】 ・勤務内容 介護認定調査 ・勤務場所 高山村役場 ・基本給等 時給 1,415円～ ・募集人員 1名	教育委員会 ☎0279-63-3046	【ICT支援員】 ・勤務内容 情報教育支援 ・勤務場所 高山村教育委員会事務局 ・基本給等 時給 1,415円～ ・募集人員 1名 ・必要資格 情報処理技術者		【特別支援教育支援員】 ・勤務内容 児童・生徒支援 ・勤務場所 高山中学校・高山小学校 ・基本給等 時給 1,290円～ ・募集人員 若干名
	【保健事務】 ・勤務内容 保健業務 ・勤務場所 高山村保健福祉センター ・基本給等 月給 240,900円～ ・募集人員 1名 ・必要資格 保健師		【こども園 園長】 ・勤務内容 こども園の経営および管理運営 ・勤務場所 たかやまこども園 ・基本給等 月給 256,600円～ ・募集人員 1名 ・必要資格 幼稚園教諭第1種免許を保有し、かつ、5年以上教育に携わっている者、または10年以上教育に従事した者		【学校用務員】 ・勤務内容 校内用務 他 ・勤務場所 高山中学校・高山小学校 ・基本給等 時給 1,290円～ ・募集人員 2名
保健 みらい課 ☎0279-63-1311	【子育て支援センター支援員】 ・勤務内容 子育て支援センター業務 ・勤務場所 高山村保健福祉センター ・基本給等 時給 1,415円～ ・募集人員 1名 ・必要資格 保育士		【保育士】 ・勤務内容 園児等の保育 ・勤務場所 たかやまこども園・高山村保育所 ・基本給等 月給の場合 230,400円～ 時給の場合 1,415円～ ・募集人員 10名程度 ・必要資格 保育士、看護師、准看護師のいずれか		【調理員】 ・勤務内容 給食調理、食器類の洗浄作業他 ・勤務場所 学校給食センター ・基本給等 月給の場合 230,400円～ 時給の場合 1,415円～ ・募集人員 5名程度 ・必要資格 調理師
	【土地改良アドバイザー】 ・勤務内容 土地改良事業に関する業務 ・勤務場所 高山村役場 ・基本給等 時給 1,480円～ ・募集人員 1名 ・必要資格 土地改良換地士		【こども支援員】 ・勤務内容 園児等の保育補助 ・勤務場所 たかやまこども園・高山村保育所 ・基本給等 時給 1,290円～ ・募集人員 5名程度		【調理補助員】 ・勤務内容 給食調理、食器類の洗浄作業 ・勤務場所 学校給食センター ・基本給等 月給の場合 210,000円～ 時給の場合 1,290円～ ・募集人員 5名程度
農林課 ☎0279-26-7951	【地域林政アドバイザー】 ・勤務内容 森林経営管理制度に関する業務 ・勤務場所 高山村役場 ・基本給等 時給 1,480円～ ・募集人員 1名 ・必要資格 林業普及指導員				